

個人情報の保護に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 早稲田大学（以下「大学」という。）は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、この規則によって、大学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理および利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、個人情報の主体である学生、教職員等に、自己に関する個人情報の開示ならびに訂正および削除の請求権を保障することによって、大学における人権保障に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生、教職員等」とは、現在および過去の学生、生徒、教職員ならびに大学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあったその他の者をいう。

2 この規則において、「個人情報」とは、学生、教職員等について特定の個人が識別され、または識別され得るもののうち、大学が業務上取得または作成した情報（機械処理以外のものも含む。）をいう。

(責務)

第3条 簡所長は、個人情報を収集し、保管し、または利用するにあたっては、学生、教職員等の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 簡所長は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護管理総括責任者の助言、指導または勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

3 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。

4 学生、教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する大学の施策に協力しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第4条 簡所長は、個人情報の適正な管理および安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用の制限等

(個人情報の収集制限)

第5条 簡所長は、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想、信条および宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 簡所長は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するものを除き、直接本人から収集しなければならない。

一 本人の同意があるとき。

二 個人情報保護管理総括責任者が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

3 個人情報保護管理総括責任者は、前項第2号に該当するか否か判断をするにあたり個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 簡所長は、個人情報の安全保護および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- 一 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- 二 改ざんおよび漏えいの防止
- 三 個人情報の正確性および最新性の維持
- 四 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

(個人情報の利用制限)

第7条 箇所長は、個人情報を収集された目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令の定めがあるとき。
- 三 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- 四 同一性確認を目的とする公的機関からの依頼があるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 学内における教務上および事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 七 その他個人情報保護管理総括責任者が正当と認めたとき。

2 個人情報保護管理総括責任者は、前項第7号に該当するか否かを判断するにあたり個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

3 個人情報にかかわる機械処理は、収集目的の達成に必要な処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、箇所長は委託業者との間で個人情報の保護に関する契約を締結するための手続きをとらなければならない。

2 前項に規定する契約を締結するにあたっては、箇所長は、あらかじめその契約書案の写しを個人情報保護管理総括責任者に届け出て、承認を得なければならない。

(収集の届出)

第9条 大学の業務遂行上、新たに個人情報を収集するときは、箇所長は、あらかじめ次の事項を個人情報保護管理総括責任者に届け出て、承認を得なければならない。

- 一 個人情報の名称
- 二 個人情報の利用目的
- 三 個人情報の収集の対象者
- 四 個人情報の収集方法
- 五 個人情報の記録項目
- 六 個人情報の記録の形態
- 七 その他個人情報保護管理総括責任者が必要と認めた事項

2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更または廃止するときは、箇所長は、あらかじめこれを個人情報保護管理総括責任者に届け出て、承認を得なければならない。

(目的外利用および提供の届出)

第10条 箇所長は、第7条第1項ただし書の規定により、個人情報を収集された目的以外のために利用または提供したときは、すみやかに個人情報保護管理総括責任者に届け出なければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(届出事項の閲覧)

第11条 学生、教職員等は、本人であることを明らかにして、第9条の規定によって承認された事項および第10条の規定によって届け出られた事項を閲覧することができる。

(自己に関する個人情報の開示)

第12条 学生、教職員等は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、箇所長はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、診療その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、箇所長に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- 一 所属および氏名
- 二 個人情報の名称および記録項目
- 三 請求の理由
- 四 その他個人情報保護管理総括責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第13条 学生、教職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続に準じて、箇所長に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 箇所長は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第14条 自己の個人情報に関し、前2条に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、個人情報保護管理総括責任者に対し、申立てを行うことができる。

2 個人情報保護管理総括責任者は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、すみやかに審査、決定し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 個人情報保護管理総括責任者は、前項の決定をする場合は、あらかじめ個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

4 個人情報保護委員会および個人情報保護管理総括責任者は、必要があると認めるときには、申立人または箇所長に対し意見の聴取を行うことができる。

5 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を個人情報保護管理総括責任者に対し提出することにより行う。

- 一 不服の申立てを行う者の所属および氏名
- 二 不服申立て事項
- 三 不服申立て理由
- 四 その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

第4章の2 個人情報保護管理総括責任者

(個人情報保護管理総括責任者の設置)

第14条の2 大学は、本規則の目的を達成するため、個人情報保護管理総括責任者を置く。

2 個人情報保護管理総括責任者は、法務を担当する理事を充てる。

(個人情報保護管理総括責任者の権限)

第14条の3 個人情報保護管理総括責任者は、第5条第2項第2号、第7条第1項第7号、第8条第2項、第9条、第10条、第12条第4項第4号、第14条、第17条第3項および第21条の2第2項に定めるもののほか、次の権限を有する。

- 一 個人情報保護に関する重要事項を決定すること。
- 二 箇所長に対し、必要な資料の提出を求め、または意見の聴取を行うこと。
- 三 箇所長に対して、助言、指導または勧告を行うこと。

2 個人情報保護管理総括責任者は、職務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。個人情報保護管理総括責任者退任後も同様とする。

第5章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置)

第15条 大学は、個人情報保護管理総括責任者の諮問機関として、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(個人情報保護委員会の権限)

第16条 委員会は、第7条第2項ならびに第14条第3項および第4項に定めるもののほか、次の権限を有する。

- 一 個人情報保護管理総括責任者の諮問に応じて個人情報保護に関する重要事項を審議すること。
- 二 個人情報保護管理総括責任者から報告を徴し、その業務執行について意見を述べること。

2 委員は、委員会で知りえた個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(委員会の構成)

第17条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 専任教員（箇所長である者を除く。）のうち箇所から選出された者 2人
- 二 専任教員（箇所長である者を除く。）のうちから総長が指名する者 2人
- 三 専任職員（箇所長である者を除く。）のうちから総長が指名する者 3人

2 第14条第3項の規定により、不服申立てについて個人情報保護委員会が意見を聴かれた場合において、当該不服申立てに、直接関連があると委員会が認めた委員は、当該不服申立ての審議に加わることができない。

3 個人情報保護管理総括責任者は、必要に応じて、委員会に出席し、発言することができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長および副委員長)

第19条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議事を整理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(委員会の運営)

第20条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって行う。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

(委員会の事務)

第21条 委員会の事務は、総務部法務課長が行う。

第5章の2 情報の取扱いに関する特例

(特定個人情報の取扱い)

第21条の2 特定個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づいて個人に指定される番号をその内容に含む個人情報をいう。）を取り扱う場合には、次の各号を遵守しなければならない。ただし、次の各号に定めがないときは、前条までの規定によるものとする。

- 一 特定個人情報の提供の依頼、収集および保管ができるのは、番号法第19条第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - 二 個人番号を利用できるのは、番号法第9条が定める事務（以下「特定個人情報関係事務」という。）を行うために必要な範囲に限る。ただし、番号法第32条が定める場合を除く。
 - 三 特定個人情報を含む個人情報ファイルを作成できるのは、特定個人情報関係事務等を処理するために必要な場合、または番号法第19条第1項第11号から第14号までに該当する場合に限る。
 - 四 特定個人情報を第三者に提供できるのは、番号法第19条第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。
- 2 特定個人情報を取扱う箇所の箇所長は、特定個人情報の取扱いに関する内規を定め、個人情報保護管理総括責任者に、これを報告するものとする。

第6章 雑 則

(規程の制定)

第22条 この規則の施行に必要な規程は、別に定める。

附 則

この規則は、2016年1月1日から施行する。